

**2025年度中の認定取得を希望される場合の太陽光発電設備
(低圧 50kW 未満) の接続契約申込みに当たっての留意事項について**

1. 2025年度調達価格適用に関する留意事項

2025年4月1日付で資源エネルギー庁より、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく2025年度の調達価格の適用を受けるためには、以下の期日までに国に対し、事業計画認定の申請を行う必要がある旨公表されました。

([「2025年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日について \(お知らせ\)」](#))

	太陽光 (低圧 10kW 未満)	屋根設置太陽光 (低圧 10kW 以上)	地上設置太陽光 (低圧 10kW 以上)
2025年9月30日までに認定を受ける場合	2025年6月30日(月)	2025年6月30日(月)	2025年12月12日(金)
2025年10月1日以降に認定を受ける場合	2026年1月6日(火)	2025年12月12日(金)	

注. 太陽光(10kW未満)および屋根設置太陽光(10kW以上)については、2025年9月30日までに国の認定を取得する場合と、2025年10月1日以降(翌年3月31日まで)に取得する場合で、それぞれ適用される調達価格が異なります。なお、2025年10月1日以降に認定を取得する場合は、2025年7月1日以降に認定の申請を行う必要があります。

また、認定の取得に先立ち、接続の同意を証する書類(当社が接続契約締結時に発行する書類)を国へ提出する必要がありますので、以下の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

2. 2025年度中の認定取得を希望される場合の当社への接続契約申込みについて

低圧 50kW 未満の太陽光発電設備で、2025年度中の認定取得を希望される場合、技術検討に必要な書類を揃えて、それぞれ、遅くとも以下の期日までに当社へお申込みいただきますようお願いいたします。

	太陽光 (低圧 10kW 未満)	屋根設置太陽光 (低圧 10kW 以上)	地上設置太陽光 (低圧 10kW 以上)
2025年9月30日までに認定を受ける場合	2025年5月16日(金)	2025年5月16日(金)	2025年10月10日(金)
2025年10月1日以降に認定を受ける場合	2025年10月31日(金)	2025年10月10日(金)	

ただし、今後、2025年度中の認定取得を希望されるお申込みの集中等により、お手続きに関して相当の混雑が予想されるため、上記の期日までにお申込みいただいた場合でも、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類を国にご提出いただけない可能性がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、余裕を持ったお申込みをお願いいたします。

3. 供給契約(電灯契約や動力契約)のお申込みについて

太陽光発電設備の当社系統への連系に係る技術検討にあたっては、パワーコンディショナー等、再生可能エネルギー発電設備の付随設備や、発電設備設置箇所の負荷設備を踏まえた検討が必要となりますので、接続契約のお申込み(太陽光のお申込み)とあわせて、供給契約のお申込み(電灯契約や動力契約など)をいただきますようお願いいたします。

供給契約のお申込みがない場合、技術検討手続を進めることが出来ず、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類をご提出いただけない可能性がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

四国電力送配電株式会社 業務部

ネットワークサービスセンター 契約センター

徳島分室	[徳島県全域、香川県の一部（坂出・丸亀）]	0120-410-105
高知分室	[高知県全域、香川県の一部（観音寺・東かがわ）]	0120-410-286
愛媛分室	[愛媛県全域、香川県の一部（高松直轄）]	0120-410-503

* 電話受付時間/月～金9:00～17:00 [祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます]

以 上